

新型コロナウイルス感染症の影響により真庭市奨学金返還が困難な方の



奨学金返還猶予制度（令和3年度）



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、真庭市奨学金返還金の納付が困難と認められる場合には、返還を**最長1年間**猶予します。

対象者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済状況の変化により、真庭市奨学金の返還が困難になった方

受付期間

月賦

口座振替の方は、**猶予を希望する月の前月末まで**、**納付書**の方は、**猶予を希望する月の末日まで**に申請してください。
(例) 7月返還分の猶予を希望する場合の申請受付期間
6月30日(水)まで(口座振替)、7月30日(金)まで(納付書)

半年年賦

【6月支払】 **5月31日(月)まで(口座振替)**、**6月30日(水)まで(納付書)**
【12月支払】 **11月30日(火)まで(口座振替)**、**12月24日(金)まで(納付書)**

申請手続き

真庭市奨学金返還免除(猶予)申請書と収入の減少を証する書類を提出してください。真庭市教育委員会事務局で審査し、結果をお知らせします。

保証人について

猶予することのみに関する保証人は必要ありません。ただし、貸付時の連帯保証人の責任は変わりません。

猶予が認められた場合

- ・最長1年間の納付の猶予が与えられます。返還の猶予ですので、返還金の総額は変わりません。
- ・令和3年度猶予分より、猶予した分返還期間が後ろ倒しとなりますので御注意ください。
- ・また、令和2年度に猶予した令和3年度返還予定のものについても対象となります。

(例)

返還期間

猶予前

猶予後

R3

R4

R5

R6

R7

